

監査委員	局長	書	記	主査
				



受総第405号
平成27年3月2日

北栄町代表監査委員 音田 勝正 様
北栄町監査委員 津川 俊仁 様

北栄町長 松本 昭夫



平成26年度第2回定期監査の結果について（回答）

平成27年1月13日付発監第16号で報告のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。



(監査意見)

(1) 指名競争入札について

前年度、競争入札を指名した業者が入札前に辞退し、結果的に入札者が1者となったため、その者と随意契約している。

そして、本年度も同一の業務を契約する場合に、全く同一内容の業者を指名している。その結果、前年度と同様の経過で入札者が1者となり、同一業者と契約を締結している。このようなことで、適正公平な事務が執行されているのか疑問である。

指名競争入札の本来の意義は、ある一定の資格を有する者の内から特定多数の競争入札者を選んで競争入札をさせ、地方公共団体に最も有利な価格で申し込みをする者との間に締結する契約方法である。そして、談合を排除するために一般競争入札と同様に、総合評価方式を導入できるとされている。指名審査委員会は、あらかじめ一定数以上の指名候補を選出し、その中から委員会で検討して、当該契約の適任者を選考して要綱の規定する数以上の者を指名する。これをもって、地方公共団体の長は指名する者に、入札の場所及び日時、その他入札について必要な事項を通知しなければならないとされている。

現状は前年踏襲で事務がなされており、北栄町の貴重な財源の支出が特定の者に利益を享受していることが伺われ、適正公平に機会を提供することが望ましいと考えている。

以上のことから、「指名業者搭載名簿」の見直しを的確に行い、また、新規導入事業に関する契約については、特に総合評価方式を採用し契約締結することを期待します。

(監査意見に対する回答)

- 指名競争入札については、本町に指名願が提出された業者のうち、当該業務で希望が出ている者から候補者を選定し入札を行っています。
- 御指摘のあった平成25年度町有施設電気保安業務（大栄地区）委託について、5者を指名し、うち3者が辞退し2者により入札を行い、うち1者が予定価格を超えた入札で失格という状況でした。平成26年度については、3者が辞退し2者により入札を行い、うち1者と契約しました。
- 辞退理由は、2者は「本業務を受注した場合、現状では扱える保安可能量を超えてしまうため応札できない」、1者は「現状では当該技術者が別の工事に張り付いているため応札できない。」とのことでした。

これまで、各施設を一括で委託するほうが安くとなると考え入札を行っていましたが、今後は入札者が1者にならないよう施設別に入札を行います。ただし、一括で委託するより高くなった場合は、再度一括方式に戻します。
- また、総合評価方式については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の主旨に基づき、価格に加えて品質が優れた工事契約をするためのものであり、新規事業に関する契約への導入はそぐわないと考えます。

(監査意見)

(2) 随意契約について

売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が自治法施行令別表第5の定める額の範囲内において、契約できると規定されている。ただし、年度内に数回同一の契約をすることが明らかであるにもかかわらず、これをことさら限度額以下の小額の金額に分割して随意契約とすることは違法である。

また、随意契約によるときは複数の業者から見積書を提出させ、価格が適正であるかどうか予め作成した予定価格とも対査し検討することによって、契約の相手方を選定する資料となるものである。

マンホールポンプ場外通報装置改造業務がアナログ方式からデジタル方式に変更になる。これに伴い平成26年2月から新規に導入されることになった。この業務に関する予定価格は189万円であるが、3社から見積書を提出させ随意契約をA社と締結した。契約金額は基準額以下である。当初提出された見積もり合わせの順位は、A社は第2位であったが、その後A社からの申出による特別価格でこの業務を締結した。

問題としたことは、第1点目に規制等の変更に伴い新規導入することになった業務内容は、将来の保守・修繕が予想されるものであり、競争入札（指名競争入札）を採用すべきであると考え。また、予定価格による基準金額である130万円を超えていることから、同様に解釈すべきと考える。

第2点目は、競争入札は総合評価方式の場合を除き、入札時の金額が予定価格の範囲で最も低い者に落札されている。見積もり合わせの段階で予定価格以下になっているにもかかわらず、再度、業者と価格交渉を行っている。このような後出し行為の容認は業者との癒着を疑われる行為として、行うべきではないと考えるところである。

(監査意見に対する回答)

本業務については、従来の通信機器が無線アナログ方式が生産中止で修理できないため、無線デジタル方式に改修する予算を見積により189万円の予算を計上しました。

発注に際し、資料収集のため見積を徴収したところA社が第1位となり、記載されていた値引額が大きかったため確認したところ、「受注のための値引きである。」とのことでした。

御指摘の1点目については、従来の通信機器が無線アナログ方式で修理ができないため改修したのですが、町内の無線アナログ方式の通信機器については既に改修の実績があります。

無線デジタル方式は通信費が安いものの機器の改造費用がかさむため、携帯電話通信(3G通信)を利用した方式に対し15年のトータルコストで劣り、3G通信方式を採用しています。

今回は、当初予算の段階では無線デジタル方式を見積もっていましたが、発注前の見積(資料収集)では3G通信方式がトータルコストで上回りました。

また、3G通信方式の予定価格(見積設計価格)は94万5千円であり、随意契約としました。

2点目については、受注にかかる正式な見積徴収ではなく、その前の準備段階における資料収集でした。

また、資料収集ではありますが、見積の順位は交渉により変更させておりません。

(監査意見)

(3) 契約金額の前払いについて

電気保安業務の契約金額を前払一時金で支払った場合、特別割引があるという条件で契約を締結している。

前回の定期監査結果でも指摘したことであるが、支払いの時期は役務の完了を確認した後で行うことが基本であり、このような特殊事情を入札前に業者に対して通知(説明)する必要はないと考えている。

(監査意見に対する回答)

- 電気保安業務委託については、停電・漏電対応など24時間対応の業務内容であること、また前払による割引があることから、前払可能の条件で入札を行います。
- なお、前払の場合は、役務が確実に履行されることを担保する規定(契約未履行時の前払金返還及び損害賠償規定)を契約に盛り込みます。